

伊丹市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

伊丹市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例  
を別記のとおり制定する。

令和5年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴うため。

伊丹市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正  
する条例（令和５年伊丹市条例第 号）

伊丹市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成３０年伊丹市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第４４条」を「第２６条の８」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

付 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和５年法律第１４号）の施行の日から施行する。